第28号 平成26年3月1日号

消費生活センターだより暮らしのスクラム





~新聞の契約は慎重に~

相談:1

3年前、訪問した業者に「5年分の契約をすればテレビをあげる」と言われサインをした。新聞は来月から入る約束だが他紙と重なる。販売店に解約を伝えると高額なテレビ代金を請求された。

【アドバイス】

契約は3年前に成立しています。自己都合による解約は、クーリング・オフ期間が過ぎていると、双方で話し合うことになります。解約時の景品代金のトラブルが増えています。

相談:2

自分は高齢で新聞が読みづらくなった。解 約したいと言うと「10年先までの契約だ。解 約するなら違約金が必要だ」と販売店に言 われた。

【アドバイス】

生活環境や身体状況の変化で新聞の契約 を続けられなくなることがあります。長期契 約は避けた方がいいでしょう。

> 契約内容は新聞です。 景品で選ばないで!

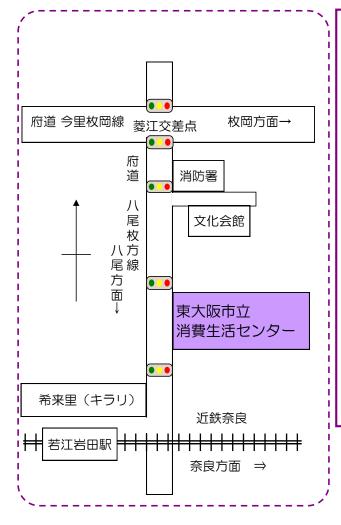
トラスルを避けるために

- ⇒ 訪問販売の場合、契約書を受け取ってから8日以内であれば、 クーリング・オフ(無条件解約)ができます
- > 景品につられた契約はしない(景品額は上限規定があります)
- > 長期間や、数年先からの契約などは慎重に!
- > 不要な場合はきっぱりと断りましょう!



発行:東大阪市立消費生活センター 電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください!

消費生活センターご案内



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072 - 965 - 0102

●受付時間

午前9時30分~午後4時まで (土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター TEL 072-965-6002(事務所) FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

消費生活についての苦情や相談を受け付け、情報の提供や助言をし、あなたと共に考え解決するためのお手伝いをしています。

- ◆自主交渉の助言
 - 消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆苦情処理のあっせん
 - 契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆専門機関の紹介
 - センターでお受けできない相談は専門機関へのご紹介をいたします。
- ◆消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

・事業者からの相談 ・個人間のトラブル ・行政への苦情 ・損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 206-4790-8110

日曜日…(社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650